
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	期中会計基準（案）及び期中適用指針（案）の改正案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2025 年 4 月 23 日に公表されている企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「期中会計基準（案）」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 85 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「期中適用指針（案）」という。また、期中会計基準案と合わせて「期中会計基準（案）等」という。）が最終化された場合の期中会計基準（案）等への改正案について、ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. 前項の期中会計基準（案）等への改正案は、金融資産の減損に関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案及び「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針（案）」という。また、金融商品会計基準の改正案及び金融商品実務指針の改正案と合わせて「金融商品会計基準（案）等」という。）の提案内容に伴い提案するものである。
3. これまでの審議において、期中財務諸表における注記事項に関して検討を行っていないことから、まず次項以降において期中財務諸表における注記事項について検討し、本資料第 24 項以降において期中財務諸表における簡便的な取扱いについて検討する。

II. 期中財務諸表における注記事項に関する検討

ASBJ 事務局による分析

（期中財務諸表における注記事項）

4. 予想信用損失適用指針（案）では、信用リスクに関する開示目的は、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえ、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであることとし、当該開示目的を達成するため、信用リスクに関する情報として、次の事項を注記することを提案している。
 - (1) 予想信用損失の分解情報

(2) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報

(3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

これらの注記事項について、期中財務諸表においても注記を求めるかどうかを IAS 第 34 号「期中財務報告」（以下「IAS 第 34 号」という。）の定めに照らして検討する。

IAS 第 34 号の定め

5. IAS 第 34 号では、「期中財務報告書に、直近の年次報告期間の末日以降の当該企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重大な事象及び取引についての説明を含めなければならない」とされ、重大である場合には開示が求められることとなる事象及び取引の一例として、「金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じた資産、又はその他の資産の減損による損失の計上及びその戻入れ」が挙げられている。

IAS第34号「期中財務報告」抜粋

第15項

企業は期中財務報告書に、直近の年次報告期間の末日以降の当該企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重大な事象及び取引についての説明を含めなければならない。それらの事象及び取引に関連して開示する情報は、直近の年次財務報告書において表示した関連する情報を更新しなければならない。

第15B項

以下は、重大である場合には開示が求められることとなる事象及び取引のリストである。このリストは網羅的なものではない。

- (a) 棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減及びその戻入れ
- (b) 金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じた資産、又はその他の資産の減損による損失の計上及びその戻入れ
- (略)

6. 次に、IAS 第 34 号第 16A 項は期中財務諸表の注記又は期中財務報告書の他の箇所に記載しなければならないとする項目を挙げている。ここでは、「(j) 金融商品について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 91 項から第 93 項(h)、第 94 項から第 96 項、第 98 項及び第 99 項、並びに IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 25 項、第 26 項、第 28 項から第 30 項で要求されている公正価値に関する注記」が求められている一方、金融資産の減損に関する項目は含まれていない。
7. このように、IAS 第 34 号において金融資産の減損について注記が求められるのは、直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重大な事象及び取引について注記を求める一般的な定めに該当する場合と考えられる。

期中会計基準（案）における注記事項の取扱い

8. 期中会計基準（案）等では注記事項について、期中会計基準（案）等において開示が求められていない注記事項は原則として期中財務諸表において開示を要しないと考えられる旨を注記事項に関する基本的な考え方としている。このため、本資料第4項に記載した予想信用損失適用指針（案）で提案されている注記事項に関して、期中財務諸表において開示することを求める場合には、期中会計基準（案）等において定めを設けることが必要と考えられる。
9. ここで本資料第5項から第7項に記載したIAS第34号における金融資産の減損に関する取扱いに照らして考えると、予想信用損失適用指針（案）で提案されている注記事項を期中財務諸表において開示を常に要求することは、国際的な会計基準における取扱いを超えることになると考えられる。このため、予想信用損失適用指針（案）で提案されている注記事項について、期中会計基準（案）等において個別に定める必要はないと考えられる。
10. 一方、重要な予想信用損失を計上している場合等に期中財務諸表において開示を求めることは、直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重大な事象及び取引について開示を求めている国際的な会計基準の取扱いと総合的と考えられる。
11. この点、期中会計基準（案）等では、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第19項(21)及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。また、四半期会計基準と合わせて「四半期会計基準等」という。）第80項並びに企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という。）第25項(20)及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「中間適用指針」という。また、中間会計基準と合わせて「中間会計基準等」という。）第59項を引き継ぎ、企業集団又は企業の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」について注記を求めることを提案している（期中会計基準（案）第24項(19)及び期中適用指針（案）第67項）。
12. このため、信用リスクに関する開示目的に照らして、信用リスクに関する情報に重要性がある企業が重要な予想信用損失を計上している場合等には、期中会計基準（案）第24項(19)の「企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」に該当するとして注記を行うことになる考えられる。

13. 上述の分析及び開示の迅速性が求められていることから、期中会計基準(案)等において追加的な注記事項に関する定めを設ける必要はないと考えられる。

(重要な会計方針の変更に関する注記事項)

重要な会計方針の変更に関する注記事項（年度の取扱い）

14. 金融商品会計基準（案）等が最終化された場合、適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更が該当することになると考えられる。
15. 通常、重要な会計方針について変更を行った場合の影響額については、損益に与えた影響を記載するが、今回の金融商品会計基準等の改正については、改正前の会計基準に従った場合の損益と比較することが困難と考えられる。
16. 前項と同様の状況がリース会計基準の開発においても生じたため、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース会計適用指針」という。）では、第 125 項において次の定めを置いている。

125. 本適用指針第 118 項ただし書きの方法を選択する借手は、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 10 項(5)の注記に代えて、次の事項を注記する。
- (1) 適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均
- (2) 次の①と②との差額の説明
- ① 適用初年度の前連結会計年度及び前事業年度の期末日において企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料（(1)の追加借入利率で割引後）
- ② 適用初年度の期首の貸借対照表に計上したリース負債

17. ここで、予想信用損失適用指針（案）第 94 項では、適用初年度において、適用開始前の債権等に係る貸倒引当金又は他の引当金の最終残高と、予想信用損失適用指針に従って算定した期首の予想信用損失引当金との調整を可能とする情報を開示することを求めることを提案するとともに、このうち、金融資産については、関連する金融資産の分類別に情報を開示することを求めることを提案している。
18. 上述の分析を踏まえ、今回の金融商品会計基準等の改正に係る重要な会計方針について変更を行った場合の影響額の注記についても、本資料第 16 項に記載したリース会計適用指針における定めを参考として、予想信用損失適用指針（案）第 94 項に「企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 10 項(5)の注記に代えて」を追加するように見直すことが考えられる。

重要な会計方針の変更に関する注記事項（期中の取扱い）

19. 前項の対応は年度の取扱いを定めるものであるが、次項以降においては期中における取扱いを検討する。
20. 期中会計基準（案）等では、四半期会計基準等及び中間会計基準等での取扱いを引き継ぎ、「重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った期中会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額」（期中会計基準（案）第 24 項）を注記し、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更が行われた場合には、「変更の理由に代えて、会計基準等の名称を記載」し、「経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合には、その旨及び当該経過的な取扱いの概要」について、期中会計基準（案）第 24 項(1)の内容に含めて記載することを提案している（四半期会計基準第 19 項及び第 25 項、中間会計基準第 25 項及び第 36 項、四半期適用指針第 33 項、中間適用指針第 31 項、期中会計基準（案）第 24 項並びに期中適用指針（案）第 34 項）。
21. このため、期中においても重要な会計方針の変更に関する注記が求められると考えられる。ここで、今回の金融商品会計基準等の適用に関して、期中において重要な会計方針の変更に関する注記を行う場合には、本資料第 18 項に記載した予想信用損失適用指針（案）第 94 項（すなわち、企業会計基準第 24 号第 10 項(5)の注記に代えて、適用開始前の債権等に係る貸倒引当金又は他の引当金の最終残高と、予想信用損失適用指針に従って算定した期首の予想信用損失引当金との調整を可能とする情報を開示する等）が適用されることになると考えられる。
22. したがって、期中会計基準（案）等において追加的に定めを設ける必要はないと考えられる。

ASBJ 事務局の提案

23. 期中会計基準（案）等について、追加的に注記事項に関する定めを設けないこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント 1

本資料第 4 項から前項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

III. 期中財務諸表における簡便的な会計処理**経緯**

24. 金融商品会計基準(案)等では、新たに予想信用損失モデルを導入することとし、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という債権区分を廃止する予定である。
25. この点、現行の四半期会計基準等及び中間会計基準等では一般債権に対する貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理を認めていることから、金融商品会計基準(案)等が最終化された後も簡便的な会計処理の定めを設けるかどうかについて、第550回企業会計基準委員会等¹では、信用減損していない債権等を対象として次の3つの案をお示しした上で、期中会計期間における開示の迅速性への要請と予想信用損失には様々な算定方法が考えられる点を踏まえ、案3を提案した。
- (1) 案1: 簡便的な会計処理の定めを設けない。
- (2) 案2: 現行の定めと同様の簡便的な会計処理の定めを設ける。
- (3) 案3: 前年度末等と著しく状況の変化がない場合には前年度末等で使用した仮定等を用いることができる旨を結論の背景に記載する。
26. 前項の案3は、具体的には、四半期適用指針を例とすると、「四半期会計期間末における信用減損していない債権等²に対する予想信用損失は、前年度末から状況が著しく変動していないと考えられるときには、前年度末の決算において使用した仮定等を使用することができると考えられる」旨及び「状況が著しく変動したことにより仮定等の見直しを行った後の四半期会計期間において、当該見直し後、状況が著しく変動していないと考えられる場合には、当該見直し後の仮定等を使用することができると考えられる」旨を結論の背景に記載し、「前年度末から状況が著しく変動していないと考えられる」との要件については各企業の状況に照らした総合的な判断とすることが考えられるとすることを提案していた。
27. 本資料第25項及び前項のASBJ事務局の提案に対し、第550回企業会計基準委員会等では、案3を支持する意見が多く聞かれたものの、結論の背景ではなく本文に記載する方がよいと考える等の意見が聞かれた。さらに、案2の内容を例示として記載することを求める意見が聞かれた。
28. ここで、本資料作成日現在において、当委員会において期中会計基準(案)等を最終化するための審議が行われている。期中会計基準(案)等では、最終化された期中会計基準(案)等の適用により、四半期会計基準等及び中間会計基準等の適用を終了することが提案されている。このため、前項の意見を踏まえたうえで、期中会計基準(案)等が最終

¹ 第550回企業会計基準委員会(2025年7月3日開催)及び第241回金融商品専門委員会(2025年6月30日開催)を合わせて「第550回企業会計基準委員会等」という。

² 信用減損していない債権等を対象としている理由については、第550回企業会計基準委員会審議事項(3)-3別紙1第2項から第6項を参照のこと。

化された場合の期中会計期間における簡便的な会計処理の定め方に関する ASBJ 事務局の分析及び改正案の文案 (HP では非公表) をお示しする。

ASBJ 事務局による分析

29. 第 550 回企業会計基準委員会等では、次の意見が聞かれた。

(記載場所に関する意見)

- (1) 我が国の期中財務諸表の作成の実務を踏まえると、案 3 の内容に賛成する。一方、予想信用損失の簡便的な会計処理について、未実現利益の消去等の他の期中財務諸表における簡便的な会計処理の定めが設けられている箇所には含めず、結論の背景に記載することには違和感がある。未実現損益の消去における簡便的な会計処理の規定においても「取引状況に大きな変化がない」という要件が用いられていることから、案 3 の内容は結論の背景ではなく、本文に含めるべきと考える。
- (2) 短期間で期中財務諸表を作成しなければならないという制約がある中で、簡便的な会計処理を認める必要があると考える。この点、案 2 では様々な算定方法のうち 1 つを取り上げることとなるため、過度に具体的に記載していると考え。このため、案 3 を採用することが考えられるものの、案 3 の内容を認めるのであれば結論の背景ではなく、本文に記載する方がよいと考える。
- (3) 案 1 では実務における適用が難しくなり、案 2 では特定の算定方法を会計基準本文に記載するのは難しいと考えられることから、案 3 を採用することでよいと考える。一方、結論の背景には検討過程や定め理由を記載するのが一般的であると考え。ため、結論の背景において貸倒引当金の算定方法の例示を示すことが適切かという点について確認させて頂きたい。

(記載内容に関する意見)

- (4) 前年度末等と著しく状況の変化がない場合には前年度末等で使用した仮定等を用いることができる旨の記載は、開示の迅速性に配慮したものであり、仮定等には貸倒実績率も含むと考えられることから、案 3 に同意する。一方、調整後貸倒実績率を使用する企業が存在するのであれば、案 2 に関する記載をどこかに含めた方がよいと考える。
- (5) 予想信用損失モデルは様々な仮定に基づいたモデルであることと我が国の四半期開示に簡便的に対応することを両立する観点から、案 3 をベースに検討するのがよいと考える。一方、案 2 において示されている具体的な算定方法が案 3 には含まれていないため、この点を表現できるか検討して頂きたい。

(その他の意見)

- (6) 簡便的な会計処理を採用した場合にその旨の注記が不要であれば案 3 を採用することも考えられるものの、注記が必要ということであるならば、案 2 を採用した方がよいと考える。

記載場所に関する検討

30. 前項の(1)から(3)の意見は、いずれも結論の背景ではなく本文に含めることを支持する意見であると考えられる。この点、本文で定めた方が明確と考えられるため、第 550 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえて、第 550 回企業会計基準委員会等において提案した本資料第 26 項の内容を本文において記載することが考えられる。

記載内容に関する検討

31. 次に、本資料第 29 項(4)及び(5)の意見は、いずれも案 2 において示した調整後貸倒実績率に関する記載を含めることを求める意見であると考えられる。この点、予想信用損失の様々な算定方法のうち、貸倒実績率に一定の調整を加えて算定する方法を使用している場合には、案 2 において示した調整後貸倒実績率に関する記載内容も企業が期中会計期間において簡便的な会計処理を行う際の考え方の参考になると考えられる。ただし、予想信用損失には様々な算定方法が考えられることから、考えられる方法の 1 つとして結論の背景に記載することが考えられる。
32. 具体的には、次の方向で結論の背景に記載することが考えられる。
- (1) 金融商品会計基準(案)等は、予想信用損失の算定方法を具体的に限定しておらず様々な算定方法が考えられるものの、貸倒実績率に一定の調整³を加えて算定する方法も状況に応じては適切な方法の 1 つと考えられる。
 - (2) 前年度の財務諸表の作成において貸倒実績率に一定の調整を加えた率等(以下「調整後貸倒実績率等」という。)を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、調整後貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときに、期中会計期間末において、前年度末の決算において使用した調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができると考えられる。

³ 例えば、予想信用損失適用指針(案)第 50 項は、次のとおり定めている。

「予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末時に観察可能なデータに基づいて次の調整を行う。

- (1) 過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する。
- (2) 過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する。

債権等の特性、過去の情報の性質及び計算された時期、過去の状況と期末における状況との比較によっては、調整前の過去情報が最善の合理的で裏付け可能な情報となる場合がある。」

- (3) 前年度の財務諸表の作成において調整後貸倒実績率等を使用して予想信用損失を算定しており、かつ、前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより予想信用損失の算定に用いる貸倒実績率等の見直しを行った場合、その後の期中会計期間において、当該見直し後の調整後貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときには、当該見直し後の調整後貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができると考えられる。

その他の意見に関する検討

33. 本資料第 29 項 (6) の意見は、現行基準において、簡便的な会計処理を採用した場合に注記が不要であれば案 3 を支持し、注記が必要であれば案 2 を支持する意見と考えられる。現行基準において、簡便的な会計処理を採用した場合の特段の注記は求められていないこと、及び聞かれた意見を踏まえて本文において簡便的な会計処理を定めることを再提案していることから、当該意見については追加の対応を行わないことが考えられる。

ASBJ 事務局の提案

34. 上述の分析を踏まえて、別紙 (HP では非公表) のとおり、期中会計期間末における簡便的な会計処理に関して、次の内容を記載することとしてはどうか。
- (1) 前年度末等と著しく状況の変化がない場合には前年度末等で使用した仮定等を用いることができる旨を本文において記載する。
 - (2) 「前年度末から状況が著しく変動していないと考えられる」との要件については、各企業の状況に照らした総合的な判断とすることを結論の背景において記載する。
 - (3) 期中会計期間における簡便的な会計処理を行う際の考えられる方法の 1 つとして、貸倒実績率に一定の調整を加えて算定する方法を使用している場合について結論の背景に記載する。
35. なお、期中会計基準 (案) 等に対して改正する場合の文案イメージ (HP では非公表) については、本資料作成日現在までの審議内容を反映している。

ディスカッション・ポイント 2

本資料第 29 項から前項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上